資料2

第2期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び水俣市過疎地域持続的発展計画について

SDGs 未来都市 みなまた

①水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略

2014年に施行された「まち・ひと・しごと創生法（第10条）」に基づき、国が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を参考に、各地方公共団体が自らの地域の特性に合わせて、人口減少に歯止めをかけ、地域を活性化させるため策定（努力義務）。

②水俣市過疎地域持続的発展計画

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（第8条）」に基づき、人口減少が進み活力の低下した地域（過疎地域）が、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成などを通じて、持続可能な発展を遂げることを目的に策定（努力義務）。

国の財政支援措置

①地方創生関係交付金の交付要件となる。
②市町村計画に基づいて行う事業等については、地方債をもってその財源とすることができる。

効果検証

①②目標の達成度合いを図る指標であるKPI（重要業績評価指標）を定め、外部有識者等の参画を得て、年度ごとに効果検証を行う。